

地方公文書館について

地方公共団体等の公文書館等の現状と計画

都道府県公文書館 = 30 / 47

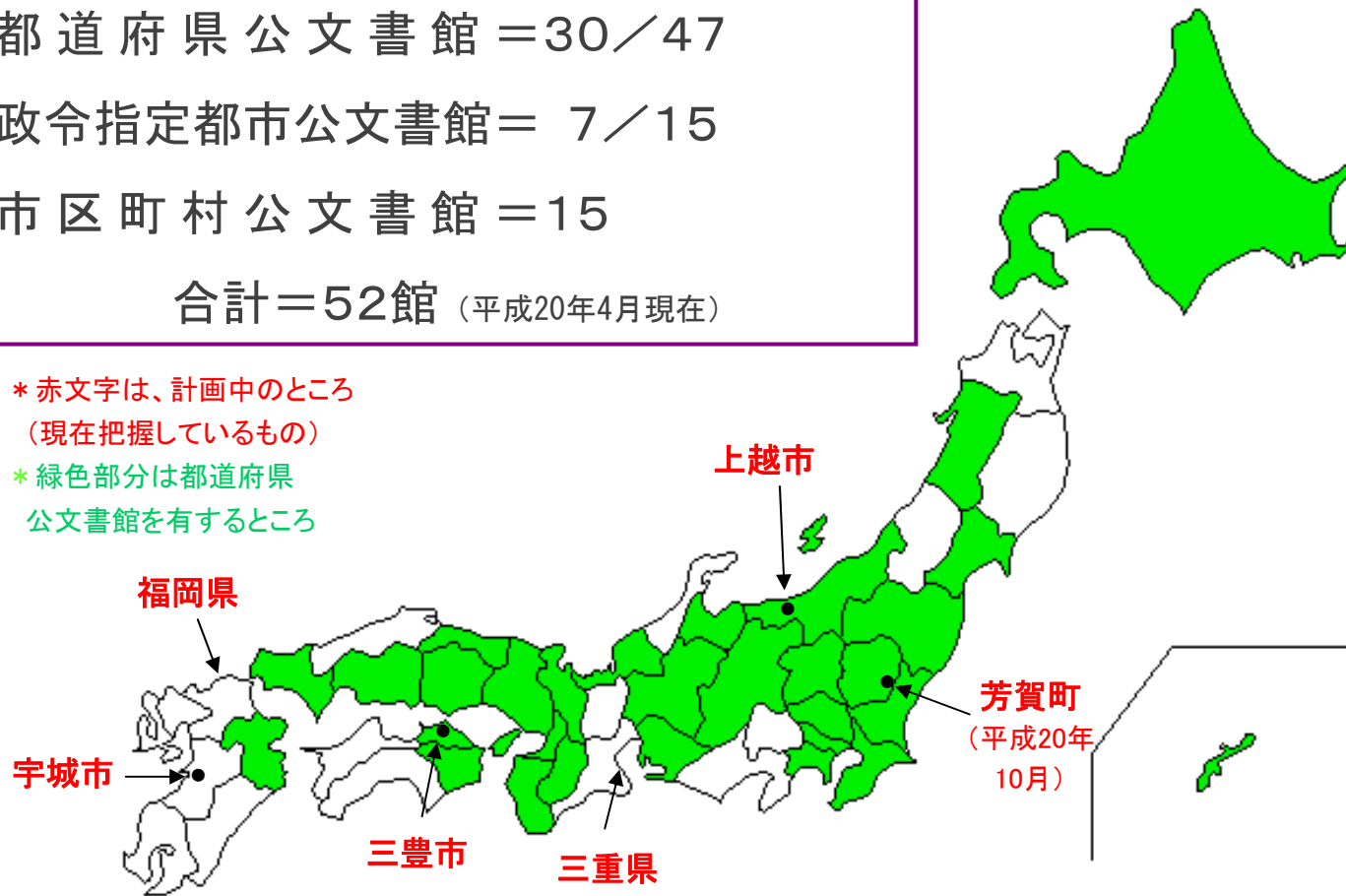
政令指定都市公文書館 = 7 / 15

市区町村公文書館 = 15

合計 = 52館 (平成20年4月現在)

* 赤文字は、計画中のところ
(現在把握しているもの)

* 緑色部分は都道府県
公文書館を有するところ



【政令指定都市公文書館】
 広島市公文書館(S52設立)
 川崎市公文書館(S59)
 大阪市公文書館(S63)
 神戸市文書館(H元)
 名古屋市市政資料館(H元)
 北九州市立文書館(H元)
 福岡市総合図書館(H8)

【市区町村公文書館】
 下関文書館(S42)
 藤沢市文書館(S49)
 尼崎市立地域研究史料館
 (S50)
 八潮市立資料館(H2)
 北谷町公文書館(H4)
 久喜市公文書館(H5)
 松本市文書館(H10)
 西予市城川文書館(H11)
 守山市公文書館(H12)
 板橋区公文書館(H12)
 天草市立天草アーカイブズ
 (H14)
 寒川文書館(H18)
 小山市文書館(H19)
 長野市公文書館(H19)
 磐田市歴史文書館(H20)

地方公文書館における、特徴的取組の例

◎久喜市公文書館



- 市のすべての機関(学校を除く)の公文書を集中管理している。
- 保存年限が2年目となるすべての公文書を引き継ぎ、保存期間満了後も選別が終わるまで中間庫で集中管理している。
- 歴史公文書のみでなく、現用文書も含め、市の文書のライフサイクル全体の企画・調整を行う。
- 市の情報公開業務の主管課でもあるほか、広報・広聴、ホームページの主管課でもあり、情報発信も担当している。

◎沖縄県公文書館

- 毎年度、県庁の保存期間満了文書を館にすべて受け入れ、選別。廃棄文書も含め、全体を把握できる仕組みとなっている。
- 写真資料・県広報・立法院(施政権返還前の県議会)会議録等のデジタル化を進め、ウェブサイトで公開中。メタデータの作成も実施。情報検索の補助機能として、資料ガイド(資料群ごとの解説)のほか、シリーズごとの分類もされている。



◎藤沢市^{もんじょ}文書館



- 年度内に作成した行政文書について、年度末に文書館が全て引継ぐ。(文書館が文書課における文書保管業務を一括して行っている)。
- 有期限(3年保存以上の)保存文書全てを文書館が保存するシステムをとった最初の公文書館。中間書庫的機能を持つ本庁書庫の運営を行う。
- 廃棄予定文書(保存期間満了の文書)リストを原課に示し、原課はリストにより廃棄及び保存期間変更(期間延長含む)を決定。原課が廃棄決定した文書から選別

地方公文書館の直面している課題

○予算の不足

・厳しい地方財政の中、公文書館等の予算も、毎年削減が強られる傾向。2年で約半額になった例や、人件費や施設維持管理費等を除いた年間事業費が数万円～数十万円程度という例も。

○人材の不足

・厳しい地方財政の中、人件費・人員削減が行われており、1年で人数が約2/3になってしまうような例もある。都道府県レベルの自治体でも正規職員が数人に満たないケースも。
・行政部局や教育委員会等からの出向が多く、異動もあるため、業務に必要な専門的知識を備えた人材が定着しにくい。専門職員がゼロのケースも多々。

○建物の老朽化・資料所蔵スペースの不足

・自治体の財政難の中、建て替えや増設の経費は確保できず、課題があっても対応できていない場合が多い。スペースの不足に対応できず、やむなく資料の一部を屋外の倉庫に保管したり、場合によっては、資料の一部廃棄を行う例も出ている。

○指定管理者制度の導入圧力

・厳しい財政事情等から、多くの地方公文書館において、指定管理者制度の導入について、財務部局等から検討の要請が行われている。(地方公文書館は自治体行政の説明責任を担う施設であるという理解がされていない)
・一部の自治体では既に指定管理者制度を導入。職員研修や管理等が手薄になったり、職員を減らされたり等の影響が出ている。

(参考)地方公文書館に関する現在の法制度

公文書館法(昭和六十二年十二月十五日法律第百十五号)(抄)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

第四条

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

国立公文書館法(平成十一年六月二十三日法律第七十九号)(抄)

第十一条 国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

2 国立公文書館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第七条に規定する技術上の指導又は助言を行うことができる。